

2 – (3) 就労継続支援B型における工賃支払について

工賃支払に係る指定基準等

- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

第180条第6項

賃金及び第3項に規定する**工賃の支払いに要する額は**、原則として、**自立支援給付をもって充ててはならない**。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

※当該規定は、第190条において指定就労継続支援B型の事業について準用

第189条第1項

指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、**生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない**。

第189条第2項

前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

2 – (3) 就労継続支援B型における工賃支払について

工賃支払に係る留意事項等

- 利用者に、生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うこと。
- 報酬告示就労継続支援B型サービス費基本報酬算定区分における平均工賃月額は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額とし、**それ以上の金額を利用者に支払っている場合であっても、平均工賃月額には算定しないこと。**
- **令和8年度以降の「就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書」については、自立支援給付費を充てた金額で平均工賃月額区分の計算をしないこと。**

2 – (4) 「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」について

ガイドラインの概要

就労系障害福祉サービスの適切な事業運営の確保のため、厚生労働省から、指定就労継続支援事業所に関する自治体向けガイドラインが示されました。事業者の皆様におかれましては、適切な事業運営の確保に向けてご活用いただきますようお願いいたします。

指定権者の主な確認事項

- 障害者支援や障害者福祉制度など、円滑な障害福祉サービスの提供に必要な不可欠な知識等を有しているか
- 就労支援会計など事業運営に必要な不可欠な知識等を有しているか
- 就労の知識と能力を高める支援内容となっているか
- 安定した収益が見込める生産活動の確保ができているか

ガイドライン掲載場所

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66591.html (厚生労働省ホームページ)

2 – (5) 就労移行支援事業及び就労定着支援事業の人員基準に関する見直し

令和7年度より（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修が開始されることに伴い、就労支援員及び就労定着支援員は**基礎的研修の受講を必須**とする。

ただし、令和10年3月31日までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

	現行	令和7年4月1日～
就労支援員	職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。	職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。 <u>また、基礎的研修を受講していること。</u>
就労定着支援員	資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。	資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。 <u>また、基礎的研修を受講していること。</u>

2 – (6) 工賃向上計画の策定及び提出について

「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（平成24年4月11日付障発0411第4号＜令和6年3月29日一部改正＞厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、県内のすべての就労継続支援B型事業所は、**令和6年度から令和8年度までの3か年について**、事業所工賃向上計画の策定及び県への提出が必要となっています。

未提出の事業所におかれましては、速やかに提出をお願いします。（令和6年5月に県ホームページにおいて提出依頼を行っており、提出済みの事業所に改めて提出を求めるものではありません。）

当該計画期間の途中で指定を受けた事業所については、指定後から令和8年度末までの計画を策定してください。

○ **様式掲載場所及び提出先（県ホームページ）**

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/1018788/1007034/1029308.html>

2 - (7) - ①

こども性暴力防止法の施行に伴う犯罪事実確認について

令和8年12月25日より『学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法、以下「法」という。）』が施行されることに伴い、指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）及び指定障害児入所施設を運営する法人等（法における名称は学校設置者等）は、**児童生徒等と接する機会のある職種に従業員の犯罪事実確認を行う義務**が生じます。

犯罪事実確認の方法はデジタル庁が所管するGビズIDを用いて行われます。

事業所を運営される法人におかれましては、**令和8年4月までにGビズIDの取得**を完了していただくようお願いいたします。

GビズIDの取得後は指定期間中（概ね令和8年4月～7月頃）に、**こども家庭庁にGビズIDを含む事業者情報を事前登録**する必要があります（※詳細は②を参照）。

※こども家庭庁への登録が間に合わないまま、**令和8年12月25日**の法施行日以降に新たな従事者を雇い入れ、犯罪事実確認をせずに、児童生徒等に接する業務に従事させた場合は、**法律違反状態になります**ので注意してください！

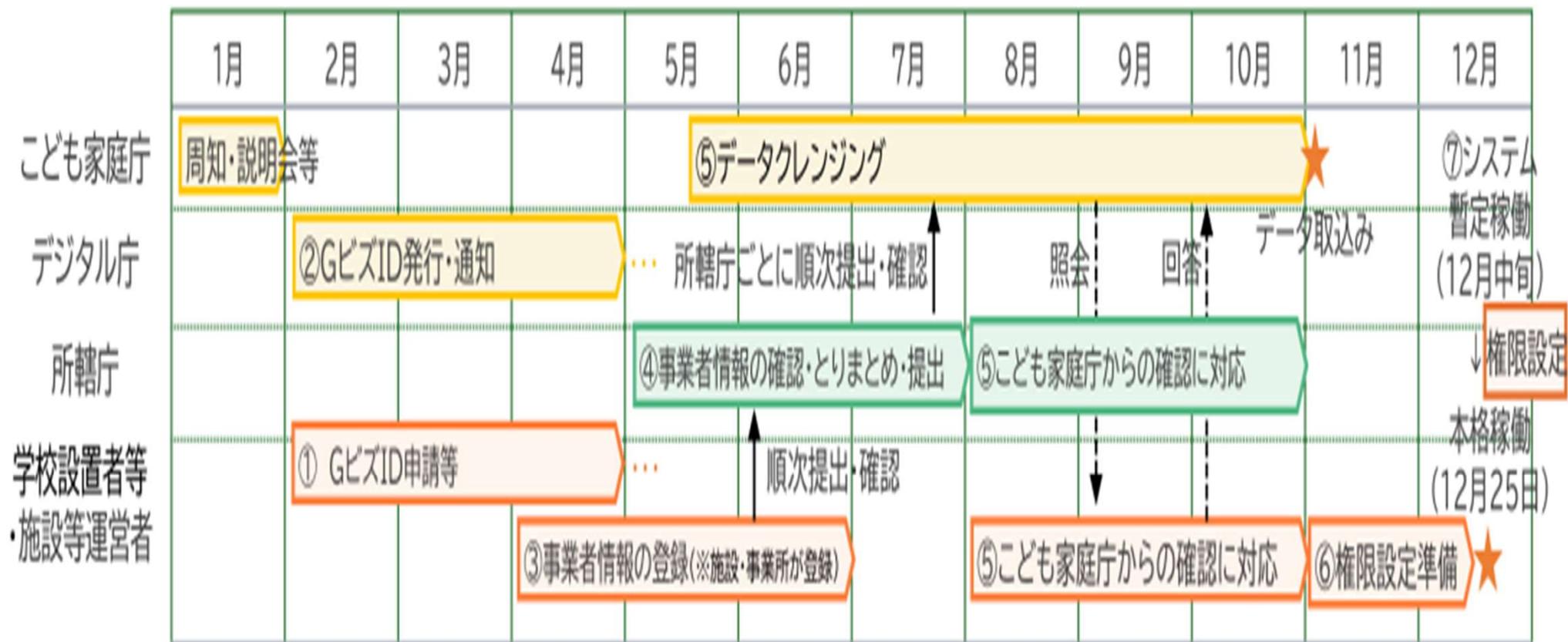
こども家庭庁への登録は所轄庁（事業所の指定を行った都道府県または中核市）にてとりまとめの上で登録する予定となっております。

○ こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

2 - (7) - ②

こども家庭庁にGビズIDを含む事業者情報を事前登録するまでのフロー



2 - (7) - ③ 犯罪事実確認のフロー（こども性暴力防止法施行ガイドラインより）

犯罪事実確認書交付フロー（犯歴なしの場合）

- ① 対象事業者からこども家庭庁に交付申請
- ② 戸籍等の情報については、従事者本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に特定性犯罪前科の照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答通知
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

犯罪事実確認書交付フロー（犯歴ありの場合）

- ① 対象事業者からこども家庭庁に交付申請
- ② 戸籍等の情報については、従事者本人から直接こども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に特定性犯罪前科の照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答通知
- ⑤ こども家庭庁から従事者本人に対し、回答内容を事前に通知。
従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。訂正請求期間（2週間）は犯罪事実確認書は事業者に交付されない。
- ⑥-1 訂正請求期間中に従事者本人が内定辞退等すれば、申請取下げの後、犯罪事実確認書は交付されない
-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付



2 – (8) 個別支援計画に沿った適切な支援の実施について

共同生活援助（グループホーム）において、新規参入事業者が増加している中サービスの質低下が懸念されてきている。



▼利用者の状態に応じた支援の実施、利用者やご家族へのわかりやすい説明、サービス提供の記録の保存を行うこと。



▼利用者の特性を踏まえた個別支援計画に基づき、入浴・排せつ・食事介助や服薬状況の記録など、日常生活への支援を適切に実施すること。

◆詳細は【沖縄県障害福祉課ホームページ】をご覧ください。

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/1018749/1038093.html>

◆厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン（案）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001605782.pdf>

2 – (9)指定申請及び加算届出の標準様式について

令和8年4月1日から様式が変わります

こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式

- **(指定申請標準様式)**
⇒指定申請、指定変更、指定更新
- **(加算届出標準様式)**
⇒体制状況一覧表、前年度平均利用者数、各種届出

令和8年4月1日以降に
沖縄県に提出する様式
から標準様式になります。

各標準様式については、沖縄県障害福祉課 指定障害福祉サービス事業者等専用ポータルより取得してください。
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/kyoiku/shogaifukushi/1007022/index.html>

<参考> 厚生労働ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiyahukushi/seisansei/youshiki.html